



業務上のけがで労災と認定されたのですが、療養休業中に解雇を通告されました。



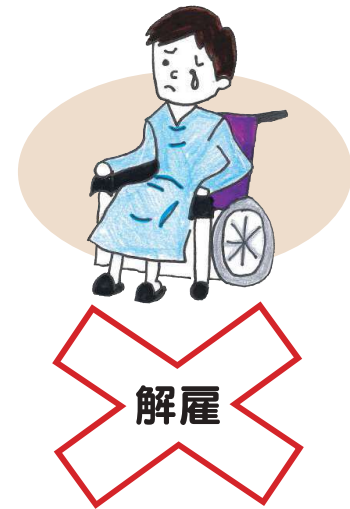
業務上のけがで休業している期間は**解雇できません**。

業務上のけがによって**休業している期間**、及び**休業後 30 日間**は、被災労働者を解雇することはできません（解雇制限期間）。（労働基準法第 19 条）

ただし、以下の場合には労災による休業中の解雇制限に該当しません。

- ① 通勤中のけが・病気による労災で休業しているとき
- ② 休業中に契約期間満了になった有期労働契約の場合
（ただし、反復更新されている場合は、契約更新しないことに合理的な理由なく雇止めをすることが認められない場合があります）
- ③ 傷病補償年金を受給している場合
- ④ 被災労働者が休業して3年以上経つ場合で、会社が打切補償を支払った場合
（対象労働者の平均賃金 1200 日分）

※退職勧奨に応じた退職や自主退職には制限がありません。



**労災の原因や契約等を確認し、困ったときは
専門機関へ相談しましょう**